

## 都市計画法及び建築基準法に関する確認書

令和 年 月 日

札幌市長 殿

〔認定申請者〕

所在地

法人名

代表者

生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設として認定申請を行う下記1の施設の建築物については、下記2及び3に記載したとおりです。

### 1. 認定申請を行う施設

フリガナ	
施設の名称	
施設の所在地	

### 2. 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域及び第12条の4第1項第1号に規定する地区計画による用途制限に対する適合の確認

（建築基準法第48条、札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第3条）

（該当する場合のみ☑） <input type="checkbox"/> 今回認定申請する施設の建築物は用途地域（地区計画が定められている地域については地区計画を含む）に適合していることを確認しました
---

### 3. 建築基準法（昭和25年法律第201号）で定める基準の適合の確認【次頁を参照】

上記1の施設の建築物について、認定申請を行う時点の状況により、「検査済証（又は検査済証発行証明書）の提出」、「確認済証の提出」、「一級建築士による確認」のいずれかの方法での確認が必要となります。
---

- 以下に該当する場合は、検査済証（又は検査済証発行証明書）を提出してください。
  - 建物を新築若しくは増築を行い事業を開始した場合【詳細は次頁を参照】
  - 既存の建物の用途を変更せずに事業を開始した場合【詳細は次頁を参照】
- 以下に該当する場合は、確認済証を提出してください。
  - 建築物を用途変更した場合（その用途に供する部分の延床面積が200㎡を超える場合）
- 上記(1)及び(2)に該当しない場合は、一級建築士が建築基準法で定める基準に適合していることを確認し、記名・押印してください。

建築基準法で定める基準に適合していることを確認した一級建築士の氏名及び登録番号	
氏名	印
登録番号	

○ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）で定める基準の適合の確認

